

令和5年 第1回

上益城広域連合議会

定例会会議録

令和5年2月21日

上益城広域連合

令和5年第1回上益城広域連合議会定例会会議録

1. 令和5年2月21日午前10時0分招集
2. 令和5年2月21日午前10時0分開会
3. 令和5年2月21日午前11時42分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 上益城広域連合議場（嘉島町福祉センター）
6. 議事日程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 諸般の報告 |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 3 | 会期の決定 |
| 日程第 4 | 提案理由の説明 |
| 日程第 5 | 議案第 1号 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 7 | 議案第 3号 上益城広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 4号 上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 5号 上益城広域連合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 7号 上益城広域連合職員の降給に関する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 8号 上益城広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 9号 上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 10号 上益城広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 11号 令和4年度上益城広域連合一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 16 | 議案第 12号 令和5年度上益城広域連合一般会計予算について |
| 日程第 17 | 同意案第 1号 上益城広域連合監査委員の選任について |
| 日程第 18 | 発議第 1号 上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について |
| 日程第 19 | 上益城広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について |

7. 出席議員（10名）

1番	池田 浩二	君	2番	中城 峯雄	君
3番	清崎 輝昭	君	4番	増岡 司	君
5番	松本 昭一	君	6番	野田 祐士	君
7番	宮川 安明	君	8番	福田 謙二	君
9番	藤澤 和生	君	10番	藤原 秀幸	君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した書記の職・氏名（1名）

議会書記 田上 幸杜

10. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（9名）

代表副広域連合長	奥名 克美	君	副広域連合長	西村 博則	君
副広域連合長	藤木 正幸	君	副広域連合長	梅田 穰	君
会計管理者	富岡 宗徳	君			
事務局長	下田 雅文	君	総務係長	西田 法生	君
福祉係長	田中 友樹	君			
施設整備係長	田上 和広	君			

開会・開議 午前10時0分

○議長（池田 浩二君） 皆さん おはようございます。

只今の出席議員数は、10名です。定足数に達していますので、これより、令和5年第1回上益城広域連合議会定例会を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりです。直ちに、本日の会議を開きます。

※日程第1 諸般の報告

○議長（池田 浩二君） 日程第1「諸般の報告」を行います。

嘉島町の町長選挙におかれましては、荒木町長が再選を果たされまして、誠におめでとうございます。また、甲佐町の宮川議長、福田副議長、嘉島町の増岡議員も再選を果たされ、誠におめでとうございます。一方で、嘉島町の清崎議長がご勇退されます。大変お世話になりました。

さて、令和5年2月10日をもって荒木連合長の任期が満了しました。これに伴い、本日広域連合長選挙が行われ、嘉島町の荒木町長が連合長に再任されましたことをご報告申し上げます。

※日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（池田 浩二君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、上益城広域連合議会会議規則第111条の規定により、3番清崎議員、10番藤原議員を指名します。

※日程第3 会期の決定

○議長（池田 浩二君） 日程第3「会期の決定」についてを議題とします。

上益城広域連合議会会議規則第5条の規定により、本定例会の会期を決定したいと思います。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定しました。

※日程第4 提案理由の説明

○議長（池田 浩二君） 日程第4「提案理由の説明」となっております。

提案理由の説明を求めます。

○代表副連合長（奥名 克美君） 議長

○議長（池田 浩二君） 奥名代表副連合長

○代表副連合長（奥名 克美君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和5年第1回上益城広域連合議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中にご参集をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より当広域連合の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

先程、議長よりご報告がございましたけれども、嘉島町の荒木町長が再選を果たされました。これに伴い、広域連合長の任期が去る2月10日で満了ということで、本日の正副連合長会議におきまして選挙を行い、荒木町長が再任されることとなりましたことをまずは報告を申し上げます。

その広域連合長につきましては、他の公務で出張中のため、本日の定例会への出席ができませんので、地方自治法第152条第1項及び「上益城広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序を定める規則」により、代表副連合長のわたくし奥名が代理を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、先般行われました、甲佐町と嘉島町の町議会選挙におかれましては、甲佐町の宮川議長、福田副議長、嘉島町の増岡議員が再選を果たされまして、誠にめでたうございます。改めて、お祝いを申し上げます。今後におかれましても、町の発展のために、そしてまた、広域連合のためにも、更なるご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後のご活躍を

心からお祈り申し上げる次第であります。

片や、嘉島町の清崎議長がご勇退されますけれども、これまで長年にわたり広域連合議員としてご貢献いただき、ご指導を賜りましたことに対しましても、改めてお礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

さて、皆様もご承知のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻が起こってから、1年が経過しようとしております。地政学的リスクにより、全世界で資源高及び物価高を誘発し、企業・家計へ与える影響は深刻さを増しており、戦況の長期化が懸念をされております。

また、新型コロナウイルス感染者の国内初確認から3年が経過をしております。国では、感染症法における新型コロナウイルスの位置付けを、現状の「指定感染症2類相当」から季節性インフルエンザと同等の「5類」へ引き下げる方針とされておりまして、ウィズコロナに向けて、大きな一歩を踏み出そうとしております。

このように国内外とも厳しい状況ではございますけれども、広域連合といたしましても、上益城の発展のため、堅実な広域行政の発展に務めて参る所存でございますので、今後ともご指導とご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、前回8月定例会からの広域連合の主な事業につきまして、ご報告を申し上げます。

介護保険認定審査事業に関しましては、保健・医療・福祉の関係者の方々のご協力により、認定業務もスムーズに進捗しているところでございます。介護認定審査会は、昨年8月から今年1月までの半年間で、49回開催をして、1,957件の認定を行っております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から、介護認定の有効期間の延長を行っておりますが、こちらにつきましては、845件が対象となっております。

また、障害者総合支援審査事業に関しましては、ほぼひと月に1回の審査会を実施しておりまして、同じく8月から1月までの半年間で10回開催をし、95件の判定を行っております。

情報公開及び個人情報保護審査会並びに行政不服審査会につきましては、情報公開及び個人情報保護審査会へ甲佐町より1件諮問があり、審査会を開催しております。

一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、令和2年度から用地の取得を進め、令和5年1月末現在、面積ベースで97.8%取得済みで、残りが1件という状況でございます。

また、民間事業者による新たな廃棄物処理施設の整備につきましては、昨年5月に石坂グループと大栄環境株式会社の共同出資により「株式会社シムファイブス」を設立し、現在は、その「シムファイブス」が主体となって、環境アセスメントを進められているところでございます。

環境アセスメントの進捗状況につきましては、先月末には、御船町において、地元、上野地区の住民を対象とした説明会が「七滝中央小学校」で開催をされ、今月6日には、御船町内全域を対象とした説明会が「御船町カルチャーセンター」で開催をされたところでございます。

この環境アセスメントは、地域住民の皆さまの様々なご意見をお聞きし、環境面だけでなく、地元住民や地元の地域にとっても、より良い施設整備になるよう、熊本県の条例に沿って、進められることとなっております。

そして、この環境アセスメントは概ね4年かかる予定でございますので、その期間、広域連合といたしましても、造成工事や土地の貸付などに関する協議を進めていながら、上益城5

町の一般廃棄物処理委託に関する調整・支援も引き続き行って参ります。

今後とも、民間事業者による新たな廃棄物処理施設整備の早期実現に向け、5町とともに取り組んでまいりますので、議員の皆さま方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

では、次に、本日提出しております、議案 12 件、同意案 1 件について、提案理由のご説明申し上げます。

まず、議案第 1 号「専決処分の報告及び承認について」でございます。こちらは、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしました事件について、議会にご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。本案は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更に関するものでございまして、令和 4 年 11 月 4 日に専決をさせていただいております。

次に、議案第 2 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」でございます。これも熊本県市町村総合事務組合規約第 3 条第 10 号に規定する交通災害事務から、玉名市が脱退するために、議会の議決が必要となるものでございます。

次に、議案第 3 号「上益城広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案は、令和 4 年人事院勧告に伴い、本条例及び関係条例の一部を改正する必要があるものでございます。

次に、議案第 4 号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案も令和 4 年人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の給料表を改定する必要があるものでございます。

次に、議案第 5 号「上益城広域連合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案は、地方公務員法の改正に伴い、定年が 65 歳へ段階的に延長されることを踏まえ、本条例の一部を改正する必要があるものでございます。

次に、議案第 6 号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」でございます。本案は、地方公務員法の改正等に伴い、上益城広域連合職員の定年に関する規程等について、関係条例の整理を行う必要があるものでございます。

次に、議案第 7 号「上益城広域連合職員の降給に関する条例の制定について」でございます。本案は、地方公務員法の改正により、上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部が改正され、これに伴い、上益城広域連合職員の降給に関する条例を制定する必要があるものでございます。

次に、議案第 8 号「上益城広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」でございます。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要があるものでございます。

次に、議案第 9 号「上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」でございます。本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、情報公開及び個人情報保護審査会

の運営に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要があるものでございます。

次に、議案第 10 号「上益城広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案は、介護認定審査会の委員が、本条例で規定する委員の定数と相違が生じることがあるため、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

次に、議案第 11 号「令和 4 年度上益城広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」でございます。本案につきましては、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越しで使用することができる経費を計上しているものでございます。

次に、議案第 12 号「令和 5 年度上益城広域連合一般会計予算について」でございます。来年度の予算につきましては、関係町の厳しい財政状況を踏まえ、広域連合におきましても、各町の負担増がないよう、当初予算を編成させていただきました。

歳入・歳出予算の総額は、前年度の当初予算から、544 万 9 千円減額の、1 億 1,210 万 2 千円といたしております。

主な減額分といたしましては、施設整備係の公有財産購入費等の減少によるものでございます。

詳細につきましては、議案審議の中で、事務局が説明をいたしますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、同意案第 1 号「上益城広域連合監査委員の選任について」でございます。

こちらは、識見を有する者のうちから選出されておられました監査委員が令和 5 年 4 月 4 日で任期満了になることに伴い、選任の同意を求めるものであります。

以上を持ちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうぞご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

※日程第 5 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認について

※日程第 6 議案第 2 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（池田 浩二君） 日程第 5、議案第 1 号「専決処分の報告及び承認について」日程第 6、議案第 2 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は関連しますので一括議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） 事務局長の下田でございます。それでは、議案第1号・第2号につきましてご説明申し上げます。

議案第1号 「専決処分の報告及び承認について」地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。令和5年2月21日提出 連合長名でございます。

提案理由といたしまして、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について、令和4年11月4日付で専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し承認を求める必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

専決処分をいたしました理由につきましては、同文議決の協議期日が令和4年12月27日までとなっておりましたので、専決処分をさせていただいております。

内容につきましては、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更するものでありまして、別表第1及び別表第2中「、菊池環境保全組合」を削るものでございます。

議案第1号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第2号 「熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」でございます。自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更する。令和5年2月21日提出 連合長名でございます。

提案理由といたしましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

内容は、熊本縣市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和5年6月30日をもって、玉名市が脱退するため、規約の一部を変更する必要があるためでございます。

議案第2号につきましては、以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[（質疑ありません）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

○議長（池田 浩二君） お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第2号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

○議長（池田 浩二君） お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第7 議案第3号 上益城広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※日程第8 議案第4号 上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田 浩二君） 日程第7、議案第3号「上益城広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」、日程第8、議案第4号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、関連しますので、一括議題とします。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第3号、第4号についてご説明を申し上げます。

議案第3号「上益城広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」上益城広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和5年2月21日提出 連合長名でございます。

提案理由は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。以上でございます。

内容につきましては、人事院勧告による改正に準ずるもので、具体的には、上益城広域連合職員の勤勉手当を100分の95を「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項2項中「100分の45」を「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」へ改める。

また、第2条については、「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には、100分の105」を「100分の100」に改め、同項2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には、100分の50」を「100分の47.5」に改め、令和5年4月1日から施行するものでございます。

これにつきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認の方をお願いします。

議案第3号につきましては、以上でございます。

続きまして、議案4号についてご説明申し上げます。

議案第4号「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和5年2月21日提出 連合長名

でございます。

提案理由は、人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の給料表を改定する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

内容といたしましては、給与月額について別表第1のとおり引き上げるものでございます。こちらにつきましても、新旧対照表を添付しておりますのでご確認をお願いします。

議案4号については、以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[（質疑ありません）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから 議案第3号「上益城広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

○議長（池田 浩二君） お諮りします。

本件は、原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第4号 「上益城広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

○議長（池田 浩二君） お諮りします。

本件は、原案とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第 9 議案第 5 号 上益城広域連合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※日程第 10 議案第 6 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

※日程第 11 議案第 7 号 上益城広域連合職員の降給に関する条例の制定について

○議長（池田 浩二君） 日程第9、議案第5号「上益城広域連合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、日程第10 議案第6号 「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」日程第11 議案第7号 「上益城広域連合職員の降給に関する条例の制定について」は、関連しますので、一括議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議 長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第5号、第6号、第7号について、ご説明を申し上げます。

議案第5号「上益城広域連合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」上益城広域連合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和5年2月21日提出 連合長名でございます。

提案理由は、地方公務員の定年が段階的に引き上げられること、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、上益城広域連合職員の定年に関する条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、定年を現行の60年から65年に段階的に引き上げることに伴い、定年に関する条例の一部改正するものでございます。

こちらにつきましても、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、議案第6号についてでございます。

議案第6号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。令和5年2月21日提出 連合長名でございます。

提案理由につきましては、地方公務員法の一部改正等に伴い、上益城広域連合職員の定年に関する規程等について、関係条例の整備を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、定年に関するもので、上益城広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正、上益城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正、上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらにつきましても、新旧対照表を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、議案第7号「上益城広域連合職員の降給に関する条例の制定について」でございます。

議案第7号「上益城広域連合職員の降給に関する条例の制定について」上益城広域連合職員の降給に関する条例を別紙のとおり定める。令和5年2月21日 連合長名でございます。

提案理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い、上益城広域連合職員の給与に関する条例の一部が改正され、60歳に達した日以降における最初の4月1日以降の職員の給与月額を当該職員に適用される給与月額に100分の70を乗じて得た額とする措置を降給とすること等のため、上益城広域連合職員の降給に関する条例を制定する必要がある。これが、議案を提出する理由でございます。

内容につきましては、定年に関するもので、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めたことにより降給によるものでございます。

議案第7号については、以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔（質疑ありません）との声 〕

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

〔（討論なし）との声 〕

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第5号「上益城広域連合職員の定年に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案とおとり可決することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第6号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

○議長（池田 浩二君） お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第7号「上益城広域連合職員の降給に関する条例の制定について」を採決します。

○議長（池田 浩二君） お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第 12 議案第 8 号 上益城広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

※日程第 13 議案第 9 号 上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（池田 浩二君） 日程第 12、議案第 8 号「上益城広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、日程第 13 議案第 9 号 「上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」は、関連しますので一括議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議 長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第 8 号、第 9 号についてご説明申し上げます。

議案第8号「上益城広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」上益城広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定める。令和5年2月21日提出 連合長名でございます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の改正により、同法の規程が直接適用されることになったため、同法の施行に必要な事項を定めるとともに、上益城広域連合個人情報保護条例を廃止する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容といたしましては、法律の改正によります、条例に必要な事項を定めるためでございます。議案第8号につきましては、以上でございます。

次に議案第9号 「上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例を別紙のとおり定める。令和5年2月21日提出 連合長名でございます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、各地方公共団体において同法の施行に必要な規定を定めた条例を制定するにあたり、上益城情報公開及び個人情報保護審査会の運営に関し、必要な事項を定めるとともに、上益城情報公開及び個人情報保護審査会設置条例を廃止する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

内容といたしましては、こちらも法律の改正に伴います、審査会の運営に関する必要な事項を定めるためでございます。議案第9号につきましては、以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[（質疑ありません）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第8号「上益城広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案とおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第9号「上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案とおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第14 議案第10号 「上益城広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

○議長（池田 浩二君） 日程第 14 議案第 10 号 「上益城広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

議案第 10 号についてをご説明申し上げます。議案第 10 号「上益城広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」上益城広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和 5 年 2 月 21 日提出 連合長名でございます。

提案理由は、上益城広域連合介護認定審査会の委員が、本条例で規定する委員の定数と相違を生じることがあるため、条例の一部を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

内容といたしましては、現在委員の定数を 72 人としております。これを 75 人以内にするこ
とで認定審査会を円滑に構成するためでございます。

議案第 10 号につきましては、以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

[（質疑ありません）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第 10 号「上益城広域連合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案とおりに可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第 15 議案第 11 号 「令和 4 年度上益城広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」

○議長（池田 浩二君） 日程第 15 議案第 11 号 「令和 4 年度上益城広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

議案第 11 号についてご説明申し上げます。補正予算の 1 ページをご覧ください。議案第 11 号「令和 4 年度上益城広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」令和 4 年度上益城広域連合の一

般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（明許繰越費）第1条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第1表明許繰越費」による。令和5年2月21日提出 連合長名でございます。

2ページ目をお願いいたします。内容につきましては、4款衛生費1項保健衛生費の廃棄物処理施設整備に係る用地取得事業の用地取得及び補償費分5,111千円を繰越します。

以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○2番（中城 峯雄君） 2番 中城です。明許繰越費として、廃棄物処理施設に係る用地取得事業費、これが5,111千円と計上されておりますけれども、どんな理由で令和5年度に繰り越すのかご説明をお願いいたします。

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） はい、ご説明申し上げます。繰越事業につきまして理由をということですので、今回施設整備の用地につきましては、今現在残り1件3筆、こちらが未購入の状況でございます。この1件につきましては、案件が相続の案件でございます。用地交渉におきましても現在、慎重に進めているところでございます。この用地につきましては、マミコウロード沿いに面しており、今後の計画においても利活用が検討できる用地であると考えております。そのため用地交渉を引き続き行いたいと考えておりますので、今回、予算の繰越をご提案させていただいているところでございます。

○2番（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○2番（中城 峯雄君） 残り1件、相続関係で交渉が進んでいないということですね、先程、代表副連合長のご報告の中で97.8%取得しておりますということでしたね。はい、分かりました。これも、先程、代表副連合長のご報告の中でありましたけれども、このごみ処理施設建設整備事業に関して、1月30日に建設予定地となる地元の七滝中央小学校の体育館、2月6日に御船町カルチャーセンター2回に分けて、環境アセスメントに関する、住民説明会が開催されました。住民から様々な意見が今回も出ました。各町で、情報を共有するため、どのような意見があったか、把握されているか、このご報告をお願いいたします。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） 只今ご質問がありましたことにつきまして、御船町の住民説明会におきましては、現在様々なご意見等がある状況でございます。その中で今現在、縦覧方法や図書等がわかりにくい、又は環境アセスメント自体に対するご意見、又リサイクルの徹底を求めるご意見、交通量の増加これに対するご意見、地下水や雨水の排水等の処理水に対するご意見等、数々の質問があることを把握しております。環境アセスメントに関する説明会におきましても、今後、民間の事業者におきまして引き続き実施されていくことにはなりますけれども、広域連合といたしましても、住民の方々から出されました意見等につきまして

は、我々広域連合はもちろんですけれども、関係5町と情報等を共有していきながら、より良いものにしていきたいと考えております。以上でございます。

○2番(中城 峯雄君) 議長

○議長(池田 浩二君) 2番 中城議員

○2番(中城 峯雄君) 度々、広域連合からもご出席いただいておりますけれども、傍聴していただいておりますけれども、これまで数回の説明会では、建設に対する不信感や懸念、疑問等が多かったんですが、今回初めて建設予定地の方から地域活性化の期待が持てるというような意見もですね、初めてありました。そう言ったことで、地元の方もいろんな意見を持っておられるということが分かりましたけれども、藤木町長も言葉尻を取られないように言葉を選んで慎重に対応されております。是非とも皆さん方、広域連合の議員の皆さん方も今の実情を充分にご理解とご協力を今後とも、お願いしたいということです。以上です。

○代表副連合長(奥名 克美君) 議長

○議長(池田 浩二君) 奥名代表副連合長

○代表副連合長(奥名 克美君) 只今のご意見に対しまして、私の方から若干ご回答を申し上げたいと思います。今回の施設の立地町である御船町の藤木町長におかれましては、地元住民に対する説明会の先頭に立って大変ご尽力をされているということは、私どもも充分承知おきしているところであります。今後、上益城広域連合といたしましても、立地町である御船町をしっかりとサポートして行きながら、今回の事業が成功するよう取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長(池田 浩二君) 他に、質疑はありませんか。

[(質疑ありません) との声]

○議長(池田 浩二君) 「質疑なし」と認めます。

○議長(池田 浩二君) 討論を行います。討論はありませんか。

[(討論ありません) との声]

○議長(池田 浩二君) 「討論なし」と認めます。

○議長(池田 浩二君) これから、議案第11号「令和4年度上益城広域連合一般会計補正予算(第1号)について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案とおおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(池田 浩二君) 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第16 議案第12号 令和5年度上益城広域連合一般会計予算について

○議長(池田 浩二君) 日程第16、議案第12号「令和5年度上益城広域連合一般会計予算について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長(下田 雅文君) 議長

○議長(池田 浩二君) 下田事務局長

○事務局長(下田 雅文君) 議案第12号についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページ目をお願いいたします。

議案第 12 号「令和 5 年度上益城広域連合一般会計予算について」令和 5 年度上益城広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 112,102 千円と定める。2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。令和 5 年 2 月 21 日提出 連合長名でございます。

それでは、予算書の 3 ページ、4 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。令和 5 年度歳入歳出予算額ともに 112,102 千円、前年度予算額 117,551 千円、比較で 5,449 千円の減額でございます。

次に 5 ページをご覧ください。歳入について主なものをご説明申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目町負担金。本年度予算額、110,059 千円、前年度 112,526 千円、比較の 2,467 千円の減でございます。各町の内訳は、御船町 21,897 千円、嘉島町 17,455 千円、益城町 29,726 千円、甲佐町 18,850 千円、山都町 22,131 千円となっております。負担金の算出につきましては、条例で定めます負担金割合及び算定基礎数値により算定をしております。

次に、3 款県支出金、1 項県委託金、1 目介護保険認定審査県委託金でございます。本年度 18 千円、前年度 7 千円、比較の 11 千円の増でございます。こちらは生活保護法によります県からの申請分の審査判定委託金、5 件分でございます。

次に、4 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度 4 千円、前年度 3 千円比較の 1 千円の増でございます。財政調整基金の利子でございます。

次に 6 ページをお願いいたします。5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度 0 円、前年度 3,000 千円、比較 3,000 千円の減でございます。減額の理由といたしましては、財政調整基金より繰入れを必要とする事業等がないためでございます。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金、本年度 2,000 千円、前年度と同額です。前年度よりの繰越金でございます。

7 款諸収入、1 項 1 目預金利子 本年度 1 千円前年度と同額としております。預金利子でございます。

次に 7 ページをご覧ください。7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入、本年度 20 千円、前年度 14 千円、6 千円の増となっております。こちらは、会計年度任用職員 3 名分の雇用保険戻入金でございます。

次に、8 ページをお願いいたします。こちらは、歳出について款目ごとに主なものについてご説明をいたします。

1 款議会費、1 項 1 目議会費、本年度 857 千円、前年度 1,506 千円、649 千円の減となっております。減額の理由につきましては、令和 5 年度につきましては議員研修は実施をいたしませんので、関係する費用が減額となっております。主な歳出は 1 節報酬 616 千円、議員 10 名分の報酬と 8 節旅費 180 千円、同じく議員 10 名分の旅費でございます。

次に 9 ページをお願いいたします。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度 57,890 千円、前年度 55,757 千円比較 2,133 千円の増でございます。増額の主な理由につきましては、18 節負担金補助及び交付金におきます、関係町よりの派遣職員の負担金が増額となったことでございます。

主な支出といたしましては、1 節報酬は正副連合長報酬と総務係の会計年度任用職員 1 名分の報酬 1,852 千円。4 節共済費、会計年度職員 3 名分の社会保険料等 1,145 千円、10 節需用費 1,655 千円。13 節使用料及び賃借料 3,951 千円につきましては、事務所及び事務機器のリース料等でございます。17 節備品購入費 1,077 千円こちらにつきましては、広域連合におきます電話機の購入によるものでございます。事務所の電話機等につきましては、対応年数を遥かに経過しておりますので、新規の備品購入費として計上をしております。

次に 11 ページをお願いいたします。18 節負担金補助及び交付金 46,561 千円、こちらは関係町からの派遣職員 7 名分に係る給与等の負担金でございます。

続きまして、2 目調査研究費、本年度 11 千円、前年度と同額でございます。

3 目情報公開等審査会費は 552 千円、こちらも前年と同額でございます。

次に、12 ページをお願いいたします。2 項選挙費、1 目選挙管理委員会費、本年度 246 千円、前年度 248 千円、2 千円の減となっております。こちらは、選挙管理委員会を年 4 回開催します委員 4 名分の報酬 146 千円が主でございます。

次に、3 項監査委員費、1 目監査委員費、本年度 311 千円、前年度と同額でございます。こちらは委員 2 名分の報酬 184 千円が主なものでございます。

次に 13 ページをお願いいたします。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目介護保険費、本年度 24,159 千円、前年度 23,945 千円 比較の 214 千円の増でございます。主な歳出につきましては、1 節報酬、介護保険認定審査会 150 回分の委員報酬 11,158 千円と会計年度任用職員 2 名分の報酬 3,034 千円でございます。8 節費用弁償も介護認定審査会開催に伴います委員の費用弁償 2,962 千円、11 節役務費は認定審査会の資料を事前に委員に送付するための通信運搬費 1,719 千円、12 節委託料は認定支援システムに関する保守委託料 3,151 千円、こちらが主なものになっております。

次に、14 ページをお願いいたします。2 目障害者福祉費 本年度 1,911 千円、前年度 1,861 千円、50 千円の増でございます。主な歳出は、1 節の報酬で障害者総合支援審査会で 18 回分の委員報酬 1,350 千円が主なものでございます。

次に、15 ページをお願いいたします。4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目環境衛生費、本年度 1,886 千円、前年度 8,494 千円、6,608 千円の減でございます。減額の主なものといたしまして、8 節旅費、12 節委託料、16 節公有財産購入費、21 節補償、補填及び賠償金でございます。主な支出におきましては、12 節委託料、取得用地の管理等に係ります委託料でございます。586 千円となっております。13 節使用料及び賃借料 488 千円が主なものでございます。

次に、16 ページをお願いいたします。5 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度 23,075 千円、前年度 23,031 千円、44 千円の増です。令和 2 年度、令和 3 年度分の起債の償還元金でございます。2 目利子、本年度 904 千円、前年度 1,535 千円、631 千円の減でございます。令和 2 年度、令和 3 年度の起債償還金利子でございます。

次に、6 款予備費、1 項 1 目予備費は前年度と同じ 300 千円でございます。

次に、17 ページをお願いいたします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。5 年間の長期契約をしております債務負担限度額の支出予定額を記載しております。

令和5年度以降の支出予定額は、財務会計システム導入業務リースが3,395千円、総務係業務用パソコンリースが463千円でございます。すべて一般財源です。

次に、18ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。一番左から令和3年度末現在高が210,697千円、令和4年度現在高見込額が187,733千円、令和5年度中の増減見込額は、元金償還見込額が23,075千円、当該年度末現在高見込額が164,658千円となっております。

令和5年度の一般会計予算につきましては以上でございます。

○7番（宮川 安明君） 議長

○議長（池田 浩二君） 宮川議員

○7番（宮川 安明君） 今、一般会計予算の説明があったところでございますけれども、しばらく休憩をしていただけませんか。

○議長（池田 浩二君） 休憩ですか、10分でいいですか。

○7番（宮川 安明君） はい

○議長（池田 浩二君） それでは、11時20分まで休憩したいと思います。

○7番（宮川 安明君） はい、お願いします。

休憩 午前11時10分
再開 午前11時20分

○議長（池田 浩二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○2番（中城 峯雄君） 一点お尋ねいたします。予算概算書の11ページの職員旅費として、廃棄物行政担当者研修、視察研修旅費として368千円計上されておりますが、これについて説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） ただいまご質問がありました、環境衛生費の中にごございます旅費、担当職員の旅費についてご説明をさせていただきます。

廃棄物行政担当者この研修会というものが、一般財団法人日本環境センターこちらが主催されます研修となります。この研修につきまして、廃棄物行政を担当する職員向けの研修であり、約2日間の日程で福岡県大野城市で、毎年開催をされております。これにつきまして、各担当の職員がこちらの研修に参加をしておりますので、来年度につきましても計上させていただいております。

次に視察研修でございますが、まだ具体的に行先等は決定をしておりますが、候補としては

関西・関東方面への出張旅費として計上をさせていただいております。研修の内容につきましては、民間事業者のごみ処理施設に市町村の一般廃棄物の処理を委託している、こういった事例があるところ、また市町村所有の土地を民間事業者に貸し付けて事業を行っている、こういったところ、この以上の2点が今後の広域連合の業務に関わってくる事業だと考えておりますので、このような視点で視察研修を実施したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○2番（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 中城議員

○2番（中城 峯雄君） 視察研修をされることは、良いことだと思いますが、その視察研修の内容についてですね、どういった形で公表はされておりますか。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） こちらの情報の公開というところでよろしいでしょうか。情報の公開というところで、こちら公開につきましては、予算の決算書等でご報告申し上げておるところでございます。

内容につきましても決算のところのご報告等になると思いますけれども、ホームページそういったところでの、どこどこに視察に行きましたという公表につきましては、現在行っておりません。以上でございます。

○2番（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 中城議員

○2番（中城 峯雄君） 広域連合が率先して先進地に視察研修、これはもう是非していただきたいことですが、この議会でもですね、いろんな形の施設を視察されますから、こういった機会にそういった情報を広域連合と各議員が共有していないと中々進みませんよ。これから大変ですよ。藤木町長が今一人で、別にわたしは藤木町長を擁護するつもりはありません。でも本当に藤木町長が矢面に立って一生懸命頑張ってますので、せめてやっぱり皆さん方もそういった情報は、そして勉強をされるなら、そういったことこういったことを学んできましたというくらい、簡単にでもいいですから、そういったことを報告して下さい。以上です。

○議長（池田 浩二君） 他に質疑はありませんか。

○7番（宮川 安明君） 議長

○議長（池田 浩二君） 宮川議員

○7番（宮川 安明君） 予算書の15ページ、用地管理委託料ということで計上してありますけれども、用地の管理されるということで、シルバーさんか何かにしてもらうというような予算だと思いますけれども、現在どのようなやり方をやっておられるのか、今後どのようにやっていかれるのかその2点をお聞かせ願えればと思います。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） ただいま、ご質問いただきました、施設整備系の委託料につきましてご説明を申し上げます。現在、取得をしております用地につきまして、管理といたしま

して近隣住民の方にご迷惑がかからないように、草刈等の業務を行っております。これにつきましては、御船町のシルバー人材センターに委託を行っております。今年度につきましては、約10名程度で2日間の草刈等を行ったというところでございます。来年度につきましては、大体3日間3回の予定で草刈りを依頼できればと思っております。本年度の実績に基づきまして、143時間こういった当たりの数字を出させていただいております。来年度につきましても御船町のシルバー人材センターの方へ草刈業務を委託したいというふうに考えております。以上でございます。

○7番（宮川 安明君） 議長

○議長（池田 浩二君） 宮川議員

○7番（宮川 安明君） 2日間、シルバー人材センターに委託して、草刈りをしたいということですが、あの広大な用地をです、2回か3回でやっていけるものだろうかという思いがありまして、質問をしてるんですが、やはりこれから代表副連合長がおっしゃったように環境アセスを進めて行く、やはり周囲の方から見て草が生えてるんじゃないか、そういう事も言われぬようにして欲しいということが1つと、ややもするとですね、不法投棄等も起きるんじゃないかという危惧をしております。そういう面です、その3回でやっていけるかどうか1つの問題ですが、そのようなところはしっかりと対応していただきたいという思いで、発言をしておりますので、対応の方もよろしく願いをしておきます。以上です。

○議長（池田 浩二君） 他に質疑はありませんか。

[（質疑ありません）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありませんか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第12号「令和5年度上益城広域連合一般会計予算について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第17 同意案第1号 「上益城広域連合監査委員の選任について」

○議長（池田 浩二君） 日程第17 同意案第1号 「上益城広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

説明を求めます。

○代表副連合長（奥名 克美君） 議長

○議長（池田 浩二君） 奥名代表副連合長

○代表副連合長（奥名 克美君） それでは、同意案第1号についてご説明を申し上げます。同意案第1号 上益城広域連合監査委員の選任についてでございます。次の者を上益城広域連

合監査委員に選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

住所 上益城郡益城町大字辻の城 347 番地

氏名 戸塚 誠司（とつか せいじ）

生年月日 昭和 26 年 7 月 22 日

令和 5 年 2 月 21 日提出 連合長名でございます。

提案理由といたしましては、冒頭説明いたしましたとおりでありますけれども、改めて提案理由を申し上げます。上益城広域連合規約第 16 条第 2 項の規定により、識見を有する監査委員の任期が令和 5 年 4 月 4 日で任期満了となるので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 196 条第 1 項の規定により戸塚誠司氏を選任したく、議会の同意を求めるものでございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑はありませんか。

[（質疑ありません）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありませんか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これより裁決します。同意案第 1 号「上益城広域連合監査委員の選任について」に同意することにご異議ございませんか。

[（異議なし）との声]

○議長（池田 浩二君）

異議なしと認めます。よって同意案第 1 号「上益城広域連合監査委員の選任について」は、同意することに決定しました。

※日程第 18 発議 1 号 「上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定」について

○議長（池田 浩二君） 日程第 18 発議 1 号 「上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

説明を求めます。

○7 番（宮川 安明君） 議長

○議長（池田 浩二君） 7 番 宮川議員

○7 番（宮川 安明君） 7 番 宮川です。発議第 1 号についてご説明を申し上げます。発議第 1 号、令和 5 年 2 月 21 日、上益城広域連合議会議長 池田浩二様。提出者 上益城広域連合議会議員 宮川安明、賛成者 上益城広域連合議会議員 清崎輝明。「上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」。上記議案を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び上益城広域連合議会規則（平成 11 年議会規則第 1 号）第 14 条の規定により、上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり提出します。

提出の理由、個人情報の保護に関する法律の改正により、上益城広域連合議会における個人情報の保護に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

本条例につきましては、先程議案第8号及び第9号にもありましたとおり、全国的な個人情報保護制度の見直しにより、令和5年4月1日以降、国の「個人情報の保護に関する法律」に基づく制度に統合されることになりました。

しかし、地方公共団体等の機関のうち、議会については、一部の規定を除き、基本的に「個人情報の保護に関する法律」の適用対象外となっているため、「個人情報の保護に関する法律」に準じた「上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例」を制定するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか

[（質疑ありません）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、発議第1号「上益城広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案とおりに可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり可決されました。

※日程第19 「上益城広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙」について

○議長（池田 浩二君） 日程第19 「上益城広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題とします。

上益城広域連合選挙管理委員及び補充員については、令和5年4月4日に任期が満了しますので、地方自治法第182条の規定に基づき、ただいまから選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[（異議なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。従いまして、選挙の方法は指名推選で行うこととします。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長においてこれを指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[（異議なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。よって被選挙人の指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員に、嘉島町 坂井信房さん、益城町 坂田俊明さん、甲佐町 益田信篤さん、山都町 江藤豊さんを指名いたします。

続きまして、選挙管理委員の補充委員には、第1位 御船町 横田静也さん、第2位 甲佐町 赤星眞照さん、第3位 益城町 園田正秋さん、第4位 山都町 坂田篤彦さんを指名します。

お諮りします。ただいま、議長において指名した者をもって当選人と定めることにご異議ありませんか。

[(異議なし) との声]

○議長 (池田 浩二君) 「異議なし」と認めます。よって、上益城広域連合選挙管理委員に、嘉島町 坂井信房さん、益城町 坂田俊明さん、甲佐町 益田信篤さん、山都町 江藤豊さんを指名いたします。

選挙管理委員の補充員は、第1位 御船町 横田静也さん、第2位 赤星眞照さん、第3位 益城町 園田正秋さん、第4位 山都町 坂田篤彦さんが指名した順位のとおり当選されました。

皆様方の協力により、本日提案をされました議案の審議は終了しました。

これをもちまして、令和5年第1回上益城広域連合議会定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

(2月21日 午前11時39分 閉会)